

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 2

不利益処分の内容		行政財産の目的外使用許可の取消し
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市市有財産規則第28条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 茅ヶ崎市市有財産規則第28条第2項ただし書の「緊急の場合は、この限りでない。」については、予め策定しておくことが困難であるから定めていない。</p> <p>2 茅ヶ崎市市有財産規則第28条第1項に定めるほか、使用者が茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号から同条第5号に該当することが判明した場合は使用許可を取り消す。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年3月28日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--